

危害予防6原則

1. 射撃をする場合のほか、銃を手にしたときは必ず「抜弾してあること」を確認すること。
2. 銃は、たとえ「抜弾してあること」を確認しても、絶対に人または人のいる方向へ銃口を向けてはならない。
3. 銃を置く場合は、必ず銃を「安全な状態」（ボルト式の銃にあってはボルトを開き、自動式の銃にあっては安全装置を施し、弾倉式の銃にあっては弾倉を取り外すか、または弾倉を開く）にしなければならない。
4. 銃を他人に手渡すときは、必ず抜弾してあることを確認し、前項による「安全な状態」にして手渡さなければならない。
5. 許可なく他人の銃には絶対に手を触れてはならない。
6. 射撃終了後は必ず銃口カバーをすること。

射手は、この6項目を反復復習且つ実行し、第二の天性とするまでにしなければならない。